平成２５年（再イ）第８号
青森県弘前市大字浜の町東１丁目９番地15
再生債務者　川崎　友清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月18日　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（再イ）第１号
岩手県久慈市湊町第18地割13番地４　市営住宅15号
再生債務者　灰玉平一氏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月18日　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（再イ）第８４号
埼玉県川越市日東町５番地５
再生債務者　石垣　貴祥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月18日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第３９号
埼玉県東松山市松山町２丁目４番35号
再生債務者　伊澤　明則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月18日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再イ）第６０号
広島市安佐北区可部南１丁目２―12―５―202、住民票上の住所広島市安佐北区安佐町大字毛木295番地２
再生債務者　冨永　　毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月18日
広島地方裁判所民事第４部

公文書等の管理に関する独立行政法人農林水産消費安全技術センター公示第３号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成26年４月１日　　独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長　木村　眞人

変更前　福岡県北九州市門司区西海岸一丁目３番10号　門司港湾合同庁舎　独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター門司事務所業務管理課内

変更後　福岡県福岡市東区千早三丁目11番15号　独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター業務管理課内

公文書等の管理に関する独立行政法人都市再生機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所のうち次の事務所を廃止したので公示する。

平成26年４月１日　　独立行政法人都市再生機構理事長　上西　郁夫

廃止する事務所の場所　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目３番地　独立行政法人都市再生機構千葉地域支社情報公開窓口、神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１　独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社情報公開窓口、埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番１号　独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社情報公開窓口

独立行政法人都市再生機構の業務に係る不動産に関する権利の登記を嘱託する役員及び職員の指定の一部変更

独立行政法人都市再生機構公告第１号

平成16年７月１日付独立行政法人都市再生機構公告第１号において公告した「独立行政法人都市再生機構の業務に係る不動産に関する権利の登記を嘱託する役員及び職員の指定」の一部を下記のとおり変更したので、公告する。

平成26年４月１日
独立行政法人都市再生機構
理事長　上西　郁夫

記

「独立行政法人都市再生機構の震災復興推進
独立行政法人都市再生機構の支社長
独立行政法人都市再生機構の地域支社長
役
を「独立行政法人都市再生機構の支社長」に
」
改める。

地方公共団体情報システム機構定款について

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第３条第３項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構定款を次のとおり公告する。

平成26年４月１日
地方公共団体情報システム機構
理事長　西尾　　勝

地方公共団体情報システム機構定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（設立の根拠及び名称）

第２条　この機構は、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「法」という。）による法人で、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

第２章　資本金、出資及び資産

（資本金）

第４条　機構の資本金は、１億3,400万円とする。

（出資）

第５条　機構に出資できる者は、地方公共団体とする。

（資産）

第６条　機構の資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産よりなる。

第３章　代表者会議

（代表者会議の設置及び組織）

第７条　機構に、代表者会議を置く。

２　代表者会議は、第１号に掲げる委員及び第２号に掲げる委員各同数をもって組織する。

⑴　都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の３第１項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ選定する者

⑵　都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者

３　委員の定数は、６人とする。

４　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　第２項第１号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなったときは、その職を失うものとする。

（代表者会議の権限）

第８条　次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経るものとする。

⑴　定款の変更

⑵　業務方法書の作成又は変更

⑶　予算及び事業計画の作成又は変更

⑷　決算

⑸　役員の報酬及び退職金

⑹　その他代表者会議が特に必要と認めた事項